

国民健康保険条例参考例の一部改正について

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十八条の六中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第二十二条第一項中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同項第二号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第三号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第三項及び第四項中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の第十八条の六及び第二十二条の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。